

議事要旨(1) 企業会計基準適用指針公開草案「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について

布施専門委員から、コメントの募集とそれに添付する「本公開草案の概要」、適用指針本文及び設例における、第109回企業会計基準委員会(平成18年7月28日)からの変更箇所について以下の説明がなされた。

1. 「本公開草案の概要」について

- ・ 適用指針の本文の改正に関連する設例の番号の参照を追加した。
- ・ 親会社に合併の対価を支払わない子会社同士の合併の場合、共同支配企業の形成と判定された場合の増加資本の処理に準拠することを記載しているが、もともと、共同支配企業の形成と判定された場合の増加資本の会計処理は、会社法の規定に基づく旨が記載されているため、重複記載となる部分は削除した。会社法の規定に基づき増加資本の会計処理を行うという趣旨は変わらない。

2. 適用指針の本文について

- ・ 取得企業の税効果について、従来、税務上の営業権と会計上ののれんとの差額について税効果を認識しないとしていたが、税制改正後においても、当該取扱いは同じであると考えられることから、「税務上の営業権」から「税務上ののれん(資産調整勘定又は差額負債調整勘定)」に文言の変更を行った。
- ・ 企業集団の最上位に位置する親会社を「最上位の親会社」と定義づけした。
- ・ 子会社が親会社に分割型の会社分割を行う場合における親会社が子会社に自己株式を処分した場合の扱いを追加した。具体的には、当該会社分割の結果、親会社は子会社から処分した自己株式を配当として受け取るため、再び自己株式を保有することになるが、取得した自己株式については、処分前の自己株式の帳簿価額のうち対応する額を付すことを記載した。
- ・ その他、内容的な変更はなく、表現・記載振りを変更した。

3. 設例について

- ・ 設例29-5として新たに追加する設例は、子会社と孫会社の合併について、前提条件を単純化し、子会社が孫会社から資産及び負債を受入れるときは、連結上の帳簿価額を付すことなどを明示した。

上記の説明に対して、委員から以下の意見があった。

- ・ 「本公開草案の概要」の子会社が他の子会社に会社分割により事業を移転する場合の会計処理の記載について、連結財務諸表に関する取扱いは、分割会社である子会社が連結財務諸表を作成する場合であることがわかりにくい。

事務局から、上記について修正する旨の回答がなされた。その他、本公開草案について、委員等からは特に発言がなかった。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正に関しては委員長に一任の上、出席者 13 名全員の賛成により、標記公開草案の公表が承認された。

承認された標記公開草案については、[企業会計基準適用指針公開草案第 18 号（企業会計基準適用指針第 10 号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」](#)を参照のこと。

以 上